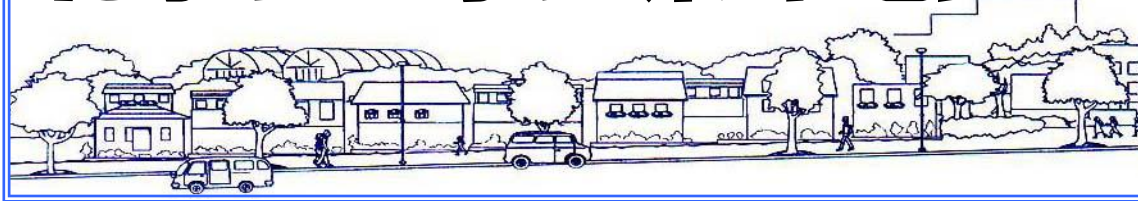


# 北小岩一丁目東部地区

No.71

2010/8/31  
江戸川区土木部  
沿川まちづくり課  
推進第一係  
TEL 5668-5877



前回のまちづくりニュースNo.70号に引き続き、8月7日(土)のまちづくり懇談会の内容を掲載します。

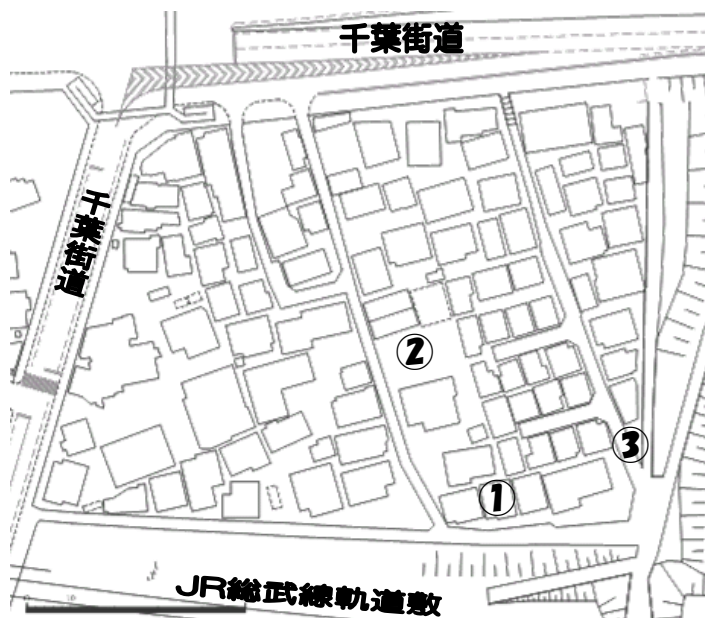
## 騒音調査について

平成22年2月19日(金)に行いました騒音調査について、結果がまとまりましたので皆さまにご報告しました。

○盛土をすることによる騒音の上昇は1~4dBで、著しい騒音の上昇にはならないという結果となりました。

○また騒音に対して、JR側・鉄道橋側に植栽帯等を設けることにより、騒音の上昇を抑えられると考えています。

騒音問題の対策については、今後も皆さまと意見交換し、関係機関との調整を行ってまいります。



### 調査時間帯における騒音の状況

地点	現況1階相当高さ	現況2階相当高さ	将来1階相当高さ	現況と将来の差
①	63dB	66dB	67dB	4dB
②	56dB	59dB	59dB	3dB
③	64dB	66dB	66dB	2dB

### 列車通過時の現況と将来高さの騒音の差

地点	各駅停車	快速	成田エクスプレス
①	2~3dB	3~4dB	4dB
②	3dB	3dB	3dB
③	2~3dB	1~2dB	1~2dB

※千葉方面行きの列車から5本ずつ抽出

※調査地点については上記の3地点で行い、調査地盤高は、現在の地盤高における1階相当・現在の地盤高における2階相当・将来の地盤高における1階相当で調査を実施しました。

## 懇談会での意見・質問を紹介します

- ・今回の説明は住居系地域の説明だが、用途地域によって建て方が異なるのでそういった説明もしてほしい。
- ・騒音について、風の向きの問題もあるし、体感的にはデータよりも大きく感じると思う。
- ・騒音について、デシベルの具体的な程度を説明してほしい。
- (区)エアコンの室外機の音や公園の中の音が大体50デシベルです。ファミレスの中やテパートの売り場の中、普通の会話の音が大体60デシベルになります。1~4デシベルの変化ではあまり大きく変わる印象ではないと思います。
- ・盛土をするので、家を建てる時にクイはうたないといけないのか。
- (区)近隣商業地域で大きな建物を建てる場合、クイをうつ必要があります。一般的な戸建住宅ならクイをうたず、ベタ基礎で大丈夫と考えています。

裏面に続きます

- ・建物が、坪当たりどのくらいの金額で建てられるかについて、今後説明してくれるのか。
- (区)現在調査している段階である程度の金額は出ていますが、工夫をすることによって、どのくらい安く建築できるかや他の方と一緒に建てた場合どうなるかを東京都建築士事務所協会を通じて、調査している最中です。まとも次第皆さまにご説明します。
- ・近隣商業地域で平屋の木造建てを建てることはできるのか。
- (区)平屋の100㎡未満であれば建てるができます。近隣商業地域では、鉄筋コンクリートや鉄骨鉄筋コンクリートといった燃えにくい構造(耐火構造)で建ててもらおうことになりませんが、2階建以下の100㎡未満であれば、木造(準耐火構造)で建てることも可能です。
- ・今回説明したペアガラスや断熱材というのは、現在の標準価格でできるのか。
- (区)業者によって異なりますが、市場調査した中では、大体標準でついていると思います。また、事前に情報として知っておけば、皆さまが実際に建築をする際に役立つと考えています。
- ・補償金の範囲内で家を建てるが出来ないという人がいるのでは。
- (区)現在、一軒一軒建物調査を行い補償金概算額の提示をしている最中です。今まで提示した中では、工夫次第でほとんどの方が、お金の持ち出しをしなくても再建できるのではと考えています。例えば、建物を除却する場合複数棟と一緒に除却することにより費用を抑えることができるなど、そのような情報を懇談会で共有して皆さまの不安解消につなげていきたいと考えています。
- ・盛土について。汚染された土の可能性はあるのでは。
- (区)18班地区にどこの土をもって来るかまだ決まっていません。これまでの例で言うと大きく分けて、①江戸川河川内の土を掘削して利用する ②他の公共事業で発生した土を利用する。の2つがあります。①の場合、これまでの土地の利用状況から判断して汚染の心配がないのでそのまま利用しています。②の場合、土の試験をして、有害物質が基準値以下であることを確認して利用しています。
- ・以前、公共団体施行で区画整理を行う場合住民の賛否はいらぬと言っていたが、どういうことなのか。
- (区)区画整理事業について、都・区などが行う地方公共団体施行については、「住民の賛否」は法的な手続きの要件には入っていません。つまり法的なお話だけをすると、住民の皆さまの賛成・反対の数で決めるものではありません。しかし、これまでどおり一歩一歩皆さまとお話をして、事業の理解を深めていただき進めていきたいと考えています。
- ・先日の建設委員会で、「この事業自体立ち止まらなければいけないのでは」という意見があったが、どうなのか。
- (区)区はまちづくりを行っていくという責務があると考えています。現在は事業計画案について、東京都の審議会の結論を待っている状況です。

## 事務所屋上で花火大会を観賞しました

8月7日(土)、恒例の第35回「江戸川区花火大会」が開催されました。

前年に引き続きまちづくり事務所屋上での鑑賞の呼び掛けを地区の皆さまにさせていただいたところ、7名の方がご参加されました。

当日は天候にも恵まれ、参加された皆さまは屋上から見える、14000発の花火の景色を楽しんでいました。

来年も屋上での鑑賞の開催を予定していますので、ご覧になりたい方は是非お申し込みください。



〈当日の屋上からの写真〉

〈お問い合わせ先〉ご意見・ご質問はこちらまで

沿川まちづくり課推進第一係

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 TEL 5668-5877

※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 [http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec\\_ensen/index.html](http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec_ensen/index.html)

